

# 試合運営管理規程（函館どつくスポーツガーデン）

Jリーグおよび北海道コンサドーレ札幌は、スタジアム来場者の安全を確保し、快適な観戦環境を提供するために以下の管理規程に基づいて試合運営を行なっております。管理規程で定める禁止行為や安全管理上問題と思われる行為が行なわれた場合には、退場や入場禁止等の処分に従っていただく場合がございます。

また、違反行為を行なったスタジアム以外の試合においても、入場が禁止される場合がございますので予めご承知おき下さい。安全で快適な観戦環境を確保するために、皆様のご協力をお願い致します。

なお、各クラブによって主管試合の管理規程は異なりますので、ご注意下さい。安全で快適な観戦環境を確保するために、皆様のご協力をお願い致します。

## 第1条（目的）

株式会社コンサドーレ（以下「北海道コンサドーレ札幌」という。）により制定される「北海道コンサドーレ札幌サッカー試合運営管理規程」（以下「本規程」という）の目的は、リーグ戦、リーグカップ戦、およびチャンピオンシップ等、当クラブが主管する全ての試合の円滑で安全な運営を確保し、サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフおよび関係者の安全を確保することを目的とする。

## 第2条（規程の対象）

本規程は、北海道コンサドーレ札幌の管理下にあるスタジアムおよびその他関連施設に入場しようとし、または入場したすべての者に適用される。

## 第3条（定義）

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 1. 試合

リーグ戦、リーグカップ戦およびプレーオフ等の全ての試合をいう。

### 2. 施設

試合運営のために北海道コンサドーレ札幌が管理するスタジアム等の施設及び区域一切をいう。

### 3. 運営・安全責任者

施設全般的安全と運営に責任を有する者であり、Jクラブ実行委員または実行委員代理をいう。

### 4. 運営担当・セキュリティ担当

運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全確保のため業務に従事する者をいう。

## 5.警備従事員

大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

## 第4条（運営担当・セキュリティ担当）

警備従事員には、運営・安全責任者がクラブスタッフの中から任命し、安全確保業務に従事する運営担当またはセキュリティ担当が含まれる。

## 第5条（持ち込み禁止物）

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、Jリーグ統一禁止事項の持ち込み禁止物および次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことはできない。

## 第6条（禁止行為）

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、施設に入場しようとし、または入場した者は、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. Jリーグ統一禁止事項（Jリーグ共通観戦マナー＆ルール）により禁止されている行為。
- 2.北海道コンサドーレ札幌が特に定めた禁止項目。
- 3.施設管理者により禁止されている行為。
- 4.座席の上に立ち上がる、足を掛ける等の行為。
- 5.正当なチケットまたは通行証を所持せず入場すること。
- 6.事前の約束なく選手または試合の運営に関わる関係者に面会を要求すること。
- 7.抗議集会、デモ等試合の円滑な運営を阻害するおそれのある行為をすること。
- 8.アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、または施設においてこれらの影響により酩酊し、試合運営または他人の行為等を阻害する行為。  
（酩酊とは：アルコール等の影響により、正常な行為ができないおそれのある状態。）
- 9.当該施設および関連する場所で、勧誘、演説、集会、布教等の行為をすること。
- 10.所定の場所以外に車両または自転車を乗り入れ、もしくは所定の場所以外に駐車または駐輪すること。
- 11.商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為を北海道コンサドーレ札幌の許可を得ずにすること。
- 12.所定の場所以外にゴミ、その他汚物を廃棄すること。
- 13.営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
- 14.大会の音声、映像の全部または一部をインターネットその他のメディアを通じて配信すること。
- 15.試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼし、もしくはそれらおそれがあると警備従事員が認める行為をすること。
- 16.人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為をすること。
- 17.上位券種から下位券種へ移動すること。

18.ホームサポーターがアウェイ芝生エリアのエリア内を通行する行為。(身障者の方に対してはスタッフ付添いのもと対応する場合あり)

19.アウェイ芝生エリアのエリア内での、ホームチーム応援グッズを身に着けての通行および観戦、ホームチームを応援する装飾物(横断幕、大旗等)の掲出および太鼓等の使用。

20.アウェイチーム応援グッズを着用可能な座席(アウェイ芝生エリア・メインスタンド指定席ミックス)以外で応援グッズを身に着けての観戦・応援。

※アウェイチーム応援グッズを着用して通行できるエリアはアウェイグッズ着用通行可能エリア内とする。

21.アウェイ芝生エリア以外のエリアでアウェイチームを応援する装飾物(横断幕、大旗等)の掲出および太鼓等の使用をすること。

※アウェイチームを応援する装飾物の掲出および太鼓等を使用しての応援は、「アウェイ芝生エリアのみ」で可能。

22.器物損壊および損壊する危険性を伴う行為。

23.主催者および施設管理者が定めた立ち入り禁止エリアへの侵入。

24.指定エリア以外での喫煙(電子タバコ・無煙タバコを含む)。

25.スタンドでの傘の使用。

26.最前列フェンス、手すり等から足を出す、乗っかる、跨る等の行為。

27.通路、階段での立ち見観戦行為。

28.荷物等を置いて通路及び階段を塞ぐ行為。

29.スタンド、コンコースでのサッカーボール及びその他ボール等を使用すること。

30.スタンド、コンコースをランニングする等の走る行為。

31.応援グッズ及び横断幕等に類似すると判断されるものを手すりや座席等に貼る、設置すること。

32.主催者の許可を得ていないラジコンやドローン等の使用及び操縦、操縦しての撮影行為。

33.主催者及び施設管理者の許可を得ずにテント及び建造物を設置すること。

34.入場時(手荷物検査時、ゲート通過時)に覆面マスクまたはフルフェイス型のヘルメット等を着用すること。

35.購入席以外の座席確保行為。

※席はお買い求め頂いた席のみ使用することができます。お買い求め以外の座席を使用した場合は会場内のスタッフが撤去致します。(撤去された物の保証及び返却は致しません)

36.拡声器、太鼓、バルサホーンおよびブブゼラやトランペット等の使用。

※拡声器及び太鼓、トランペットの使用は応援統率を目的とし、熱狂エリア(立見)またはアウェイ芝生エリアのみとする。

37.主催者の許可を得ずにスピーカー、アンプ等を使って会場内に音源を流す行為。

38.主催者やチーム関係者への抗議活動、バス、乗用車の待ち伏せや足止めする行為。

39.主催者や会場内スタッフの許可を得ていない場所へのたすき(バンテラ)やのぼり、ビッグフラッグ等を設置する行為。

※たすき(バンテラ)を使用の際は試合中、必ず担いでください。座席に置かれている場合は撤去させていただきます。

40.主催者や施設管理者の許可を得ていない場所への横断幕等の設置。

※試合中の横断幕およびバンテラ等の設置、取り外しはできません。

※広告看板や非常灯を隠す、通路をふさぐ等の設置はできません。

41.横断幕等の設置時にガムテープおよび痕が残るもの、施設に傷をつけるもの(その可能性があるものを含む)を使用すること。

※横断幕は養生テープ、スズランテープ（合成繊維性テープ）、紐を使用して設置すること。

42.緩衝席及びスポンサー幕に横断幕等を重ねて設置する行為。

43.熱狂エリア(立見)、アウェイ芝生エリア以外での大旗の使用

44.会場内の秩序を乱す行為。

45.脚立を使用しての応援行為。

※熱狂エリア(立見)およびアウェイ芝生エリア内にて応援統率を目的とする場合のみ使用可とする。

46.掲出不可エリアに設置された応援グッズや横断幕等は警備従業員が撤去します。また、警備従業員の指示に従わない場合はスタジアムから退場して頂く場合もあります。

47.過度な座席の確保

下記の行為は過度な座席確保とみなし、会場スタッフが座席に置いてある物を撤去（または縮小）する場合がございます。

1.テープ、ひも等

2.シート類

3.タオルマフラー等

4.旗、旗竿（素材問わず）

6.その他、過度な座席確保を目的とするもの

48.上記各号のほか、公序良俗に反する発言または行為をすること。

施設に入場しようとし、または入場した者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

## 第7条（施設において）

1.チケット、身分証明書、通行証等の提示を求められたときは、これを提示すること。

2.安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。

3.事件・事故が発生し、または発生することが予想される場合は、警備従事員および治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

## 第8条（販売拒否事由）

主催者は、以下の各号に該当する者に対し、入場券の販売をしない。また、その者が自らまたは第三者を通じて入場券を取得した場合、主催者はその者に対し、第10条に基づき入場を拒否することができる。

1.暴力団またはこれに類する反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）に所属する者（以下「暴力団員等」という）

2.暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者

3.自己または第三者の利益を図る目的等で暴力団等又は暴力団員等を利用している者

4.暴力団等又は暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に関与をしている者

5.暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をしている者

6.第9条に違反する行為を目的として入場券を取得する者

7.その他入場券の販売をしないこととする相当の理由があると主催者が判断した者。

## 第9条（転売等の禁止）

何人も第三者に対し、主催者の許可を得ることなく、入場券を転売（インターネットオークションを通じての転売を含む）その他の方法で取得させてはならない。

ただし、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ業として行われない場合については、この限りではない。

## 第10条（入場拒否、退場命令、物の没収）

- 1.運営・安全責任者は、第5条、第6条または第7条に違反した者および第8条の規程に該当する者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、および第5条に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。
- 2.主催者または主管者は、前項に該当する者に対し、主催者または主管者が被った損害（当該者の違反行為を理由としてクラブに科された制裁に起因してクラブが被った一切の損害を含む。）の賠償を請求することができる。
- 3.運営・安全責任者は、第1項に該当する者に対し、その後開催されるJリーグ公式試合についての入場を拒否することができ、またはチケットの返還を求めることができる。
- 4.運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

## 第11条（権限の委任）

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。

改定日：2026年10月1日

株式会社 コンサドーレ